

有料職業紹介における紹介手数料返還規約

第1条（紹介手数料の返還）

1. 乙（有料職業紹介事業者）が紹介し、甲（求人者）が採用した求職者（以下「採用者」という）が、採用日（入社日）から起算して6か月以内に自己都合により退職した場合、乙は甲に対し、既に受領した紹介手数料のうち、以下の割合を返還するものとする。

- （1）入社後1か月以内：紹介手数料の80%
- （2）入社後3か月以内：紹介手数料の50%
- （3）入社後6か月以内：紹介手数料の20%
- （4）6か月超：返還なし

2. 本返還は紹介手数料の精算を目的とするものであり、違約金または損害賠償を定めるものではない。

第2条（返還対象外事由）

次のいずれかに該当する場合、返還は行わない。

- 1. 甲の責に帰すべき事由による退職
- 2. 天災地変、不可抗力による就労不能
- 3. 採用者の死亡、重篤な疾病等
- 4. 甲および採用者の合意による円満退職

第3条（返還手続）

- 1. 甲は退職日および理由を速やかに乙へ通知する。
- 2. 乙は確認後30日以内に返還を行う。
- 3. 振込手数料は乙の負担とする。

第4条（協議事項）

本規約に定めのない事項は、甲乙協議のうえ解決する。